

(単位：千円)

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
4,184,569 ▲ 542,814 ▲ 11.5	4,284,528 99,959 2.4	4,521,444 236,916 5.5	4,376,694 ▲ 144,750 ▲ 3.2	4,406,175 29,481 0.7	3,706,234 ▲ 699,941 ▲ 15.9
3,512,289	3,626,422	3,883,063	3,798,157	3,874,635	3,236,485
3,512,289	3,626,422	3,883,063	3,798,157	3,874,635	3,236,485
0	0	0	0	0	0
672,280	658,106	638,381	578,537	531,540	469,749
672,116	657,942	638,217	578,373	531,376	469,634
164	164	164	164	164	115
0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
11,607,281 ▲ 767,557 ▲ 6.2	10,884,284 ▲ 722,997 ▲ 6.2	10,803,216 ▲ 81,068 ▲ 0.7	10,322,588 ▲ 480,628 ▲ 4.4	10,418,912 96,324 0.9	10,193,531 ▲ 225,381 ▲ 2.2
10,117,725 ▲ 282,018	9,803,553 ▲ 314,172	9,696,719 ▲ 106,834	9,568,216 ▲ 128,503	9,396,282 ▲ 171,934	9,555,150 158,868
9,945,681	9,186,848	9,097,959	8,610,836	8,743,183	8,464,584
8,456,125	8,106,117	7,991,462	7,856,464	7,720,553	7,826,203
4,792,189	4,696,936	4,703,500	4,619,543	4,561,717	4,538,415
5,153,492	4,489,912	4,394,459	3,991,293	4,181,466	3,926,169
2,027,115	1,860,261	1,838,333	1,798,569	1,767,681	1,865,944
414,379	406,728	381,496	412,332	391,151	421,557
1,222,442	1,142,192	1,068,133	1,026,020	1,000,004	1,000,287
1,489,556	1,080,731	1,106,497	754,372	1,022,630	638,381
1,661,600	1,697,436	1,705,257	1,711,752	1,675,729	1,728,947
1,173	1,179	1,176	1,168	1,162	1,159

(単位：千円)

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
7,487,641 612,334 8.9	7,370,154 ▲ 117,487 ▲ 1.6	7,089,305 ▲ 280,849 ▲ 3.8	7,606,766 517,461 7.3	8,107,503 500,737 6.6	8,534,872 427,369 5.3
3,207,562	3,160,368	3,034,041	3,301,303	3,640,978	3,789,410
2,534,202	2,368,099	2,241,794	2,503,957	2,804,168	2,753,799
9,634	0	0	0	0	0
144,303	77,668	77,407	77,452	76,373	68,096
860,737	720,297	389,121	432,962	413,960	477,751
1,540,070	1,605,384	1,693,513	1,819,594	1,941,591	2,093,290
1,725,335	1,806,437	1,895,223	1,975,455	2,034,601	2,106,325

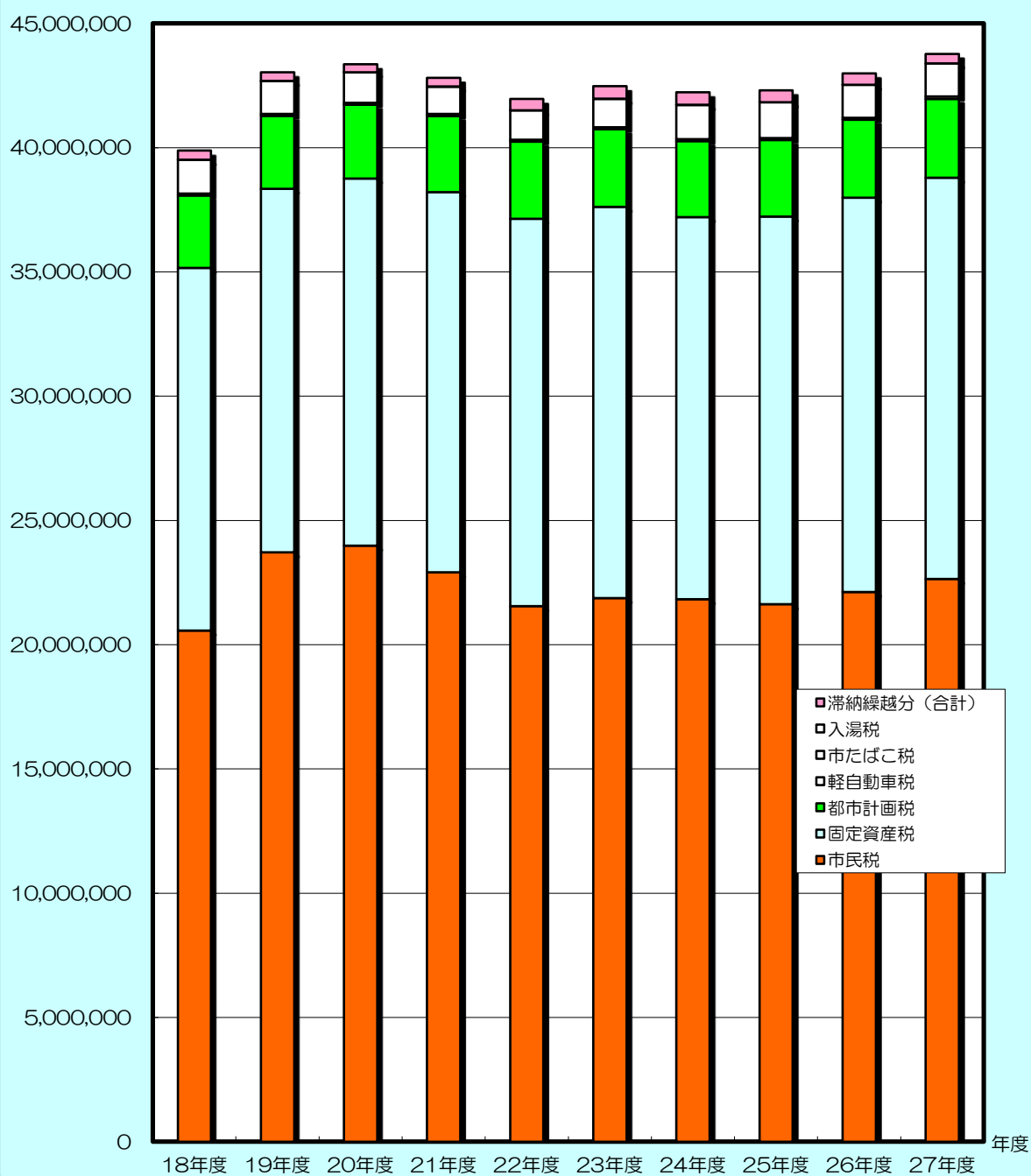
平成27年度一般会計予算款別節別集計表

款		05 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農業費	35 商工費	40 土木費
01	報酬	185,140	342,943	371,557	21,702		11,556	6,800	25,864
02	給料	50,101	1,228,047	1,413,118	321,793	22,397	26,045	35,912	575,966
03	職員手当	119,348	1,633,790	978,225	228,402	16,913	18,490	30,602	431,712
04	共済費	130,902	671,098	456,383	102,354	6,901	8,140	11,906	183,276
05	災害補償費		335						
07	賞金	9	323,004	264,497	3,411	18		27	
08	報償費	195	31,509	49,312	27,851		235	1,258	3,223
09	旅費	5,116	6,928	2,966	540	24	133	100	1,382
10	交際費	700	840				20		
11-1	一般需用費	14,022	231,568	239,414	284,898	64	3,837	2,386	171,803
11-2	食糧費	160	545	557	61		31		73
12	役務費	9,624	158,479	57,943	20,382	36	723	303	7,316
13	委託料	16,748	2,480,614	7,763,734	3,365,800	739	7,680	17,519	1,966,596
14	使用料及び賃借料	1,628	813,278	256,809	18,742			1,509	188,706
15	工事請負費	114	321,805	429,577	20,000		300		951,307
16	原材料費		19	636	276		42		2,269
17	公有財産購入費								2,124,114
18	備品購入費	18	16,248	11,949	3,359			290	619
19	負担金、補助及び交付金	9,811	656,621	6,024,752	972,285	17,667	24,962	195,179	1,942,497
20	扶助費			14,556,284	15,002		1		
21	貸付金			13,003					
22	補償、補填及び賠償金		701	420	16,616		30	60	1,876,716
23	償還金利息及び割引料		115,060	107	302				40
24	投資及び出資金								
25	積立金		6,422	14,044					916,463
27	公課費		168	187	454		7	9	335
28	繰出金			7,989,025					485,060
29	予備費								
款 合 計		543,636	9,040,022	40,894,499	5,424,230	64,759	102,232	303,860	11,855,337

45 消防費	50 教育費	60 公債費	65 諸支出金	90 予備費	27年度予算合計(A)	26年度予算合計(B)	比較(A-B)	増減率	
36,529	670,214				1,672,305	1,568,663	103,642	6.6	報酬
	898,936				4,572,315	4,595,617	▲ 23,302	▲ 0.5	給料
32,566	620,216				4,110,264	4,385,513	▲ 275,249	▲ 6.3	職員
	288,514				1,859,474	1,790,360	69,114	3.9	共済
	100				435	435	0	0.0	災害
	39,448				630,414	620,711	9,703	1.6	賃金
2,729	83,431				199,743	199,941	▲ 198	▲ 0.1	報償
714	5,867				23,770	21,933	1,837	8.4	旅費
130	1,891				3,581	3,581	0	0.0	交際
55,244	985,667				1,988,903	1,892,683	96,220	5.1	一般
585	567				2,579	2,730	▲ 151	▲ 5.5	食糧
6,882	67,244				328,932	332,693	▲ 3,761	▲ 1.1	役務
53,513	1,855,850				17,528,793	15,353,163	2,175,630	14.2	委託
41,241	498,333				1,820,246	1,772,375	47,871	2.7	使用
48,363	2,117,678				3,889,144	3,435,688	453,456	13.2	工事
1,888	2,800				7,930	7,678	252	3.3	原材
445,743	227,945				2,797,802	2,053,887	743,915	36.2	公有
44,634	191,295				268,412	193,415	74,997	38.8	備品
2,386,740	993,069				13,223,583	14,516,926	▲ 1,293,343	▲ 8.9	負担
565	165,678				14,737,530	14,517,707	219,823	1.5	扶助
					13,003	15,003	▲ 2,000	▲ 13.3	貸付
601	362				1,895,506	582,193	1,313,313	225.6	補償
		3,706,234			3,821,743	4,521,620	▲ 699,877	▲ 15.5	償還
					0	0	0	-	投資
	10				936,939	142,582	794,357	557.1	積立
353	82				1,595	1,398	197	14.1	公課
	60,787		187		8,535,059	8,107,840	427,219	5.3	繰出
				100,000	100,000	100,000	0	0.0	予備
3,159,020	9,775,984	3,706,234	187	100,000	84,970,000	80,736,335	4,233,665	5.2	

### データ集① 市税の推移（過去10年間）

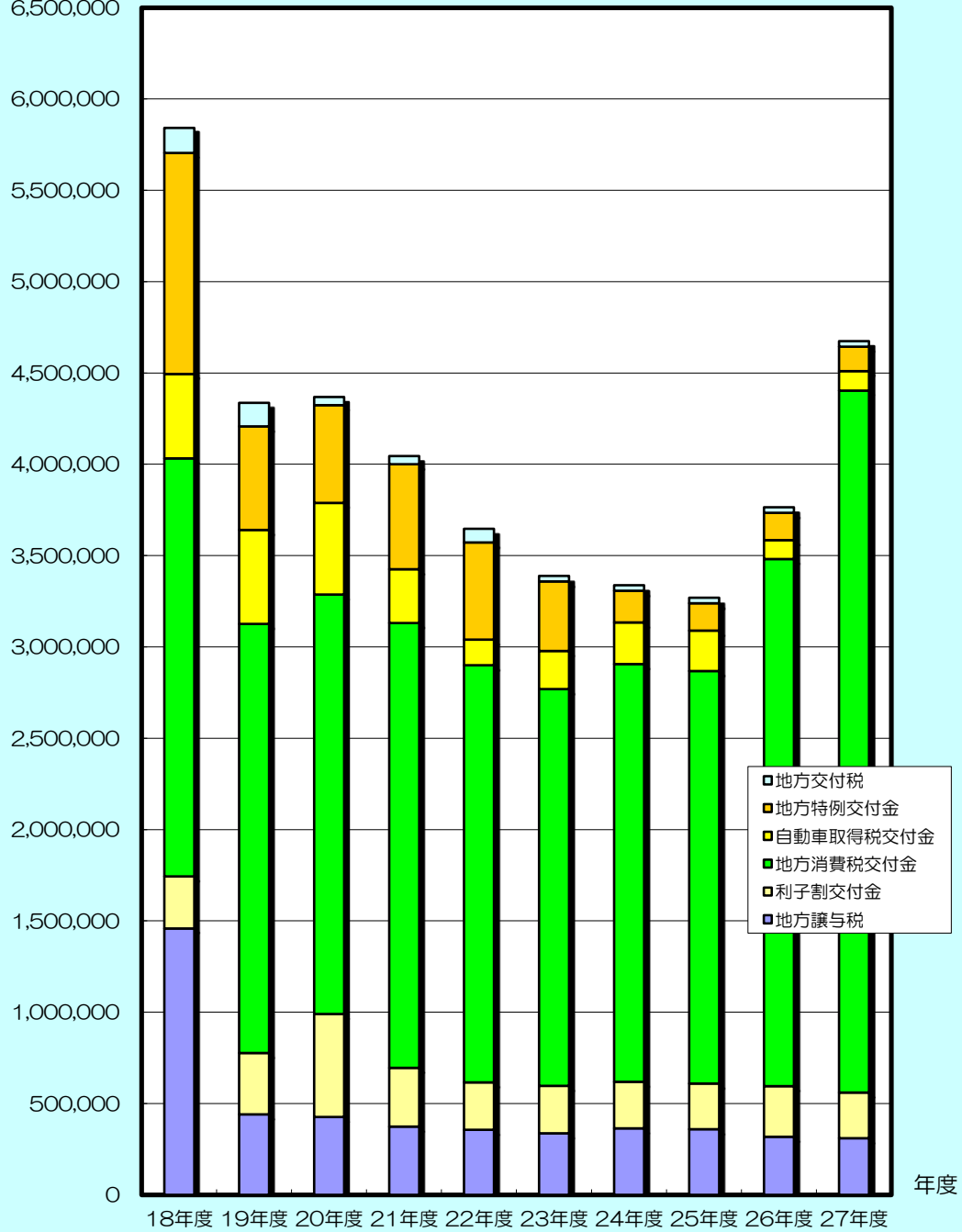
単位：千円



※軽自動車税・入湯税については、税額が少ないため、積上げグラフに表示されていません。

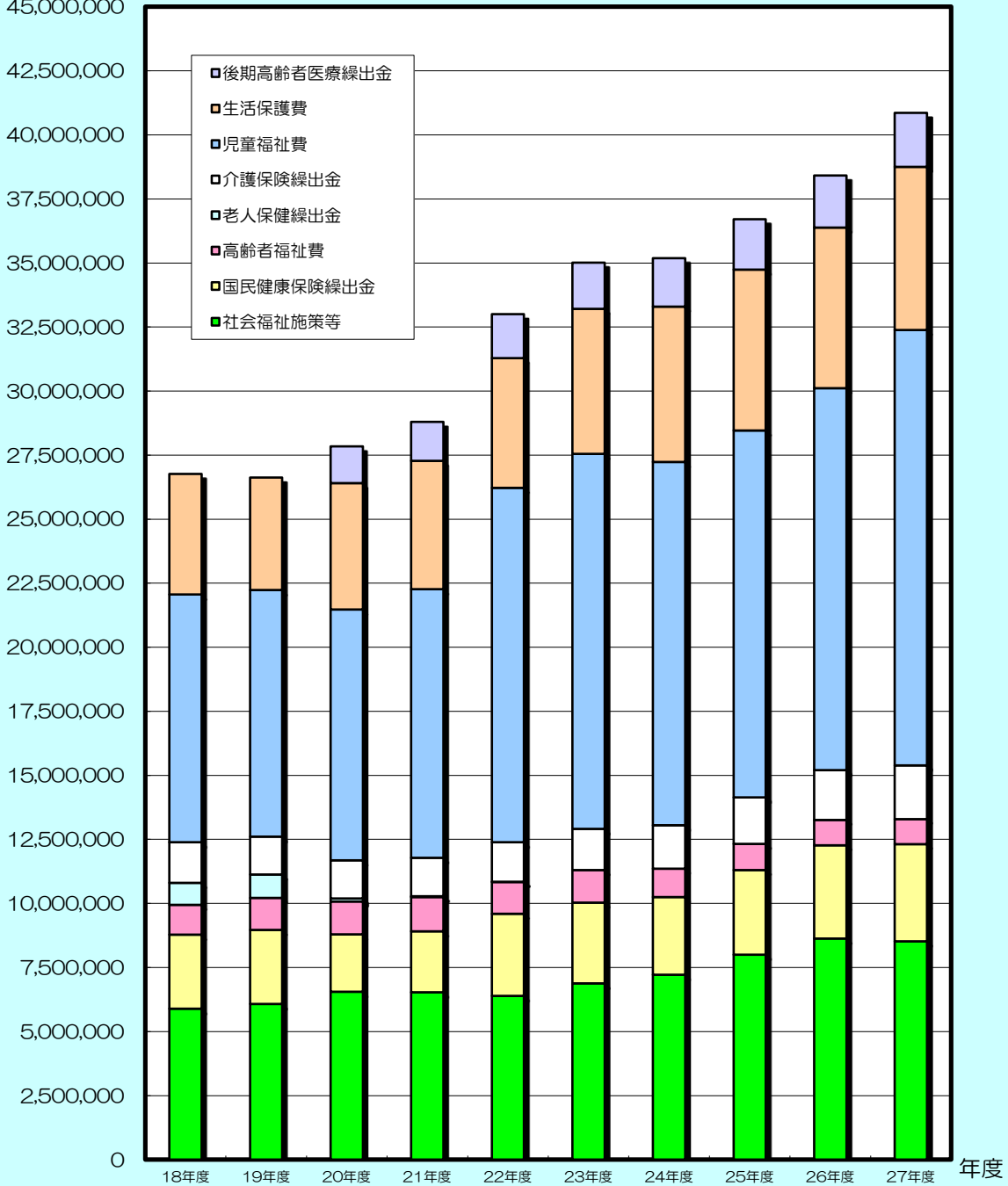
データ集② 譲与税・主要な交付金の推移（過去10年間）

単位：千円  
6,500,000



データ集③ 主要な民生費予算の推移（過去10年間）

単位：千円  
45,000,000

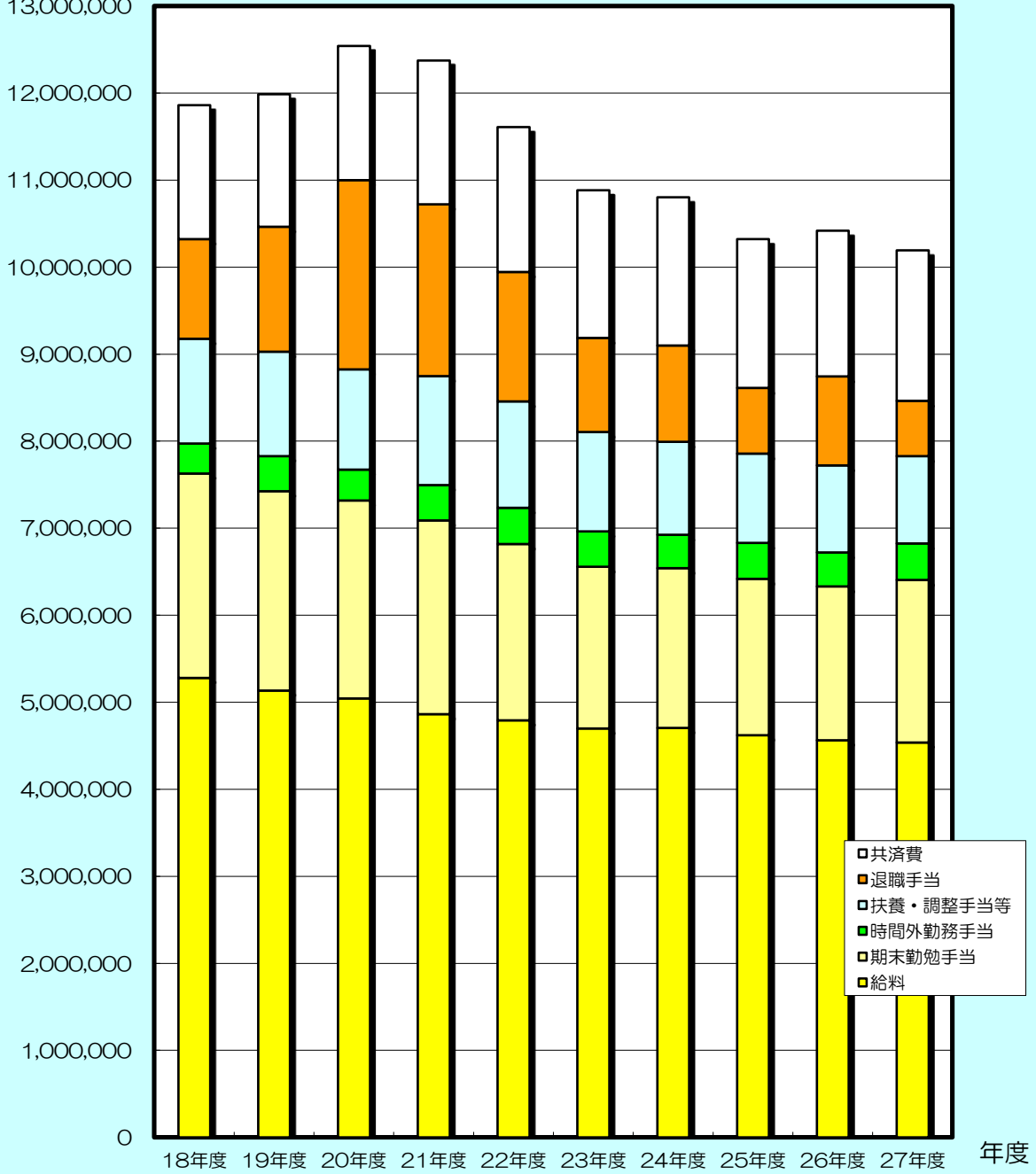


※平成20年度より後期高齢者医療制度の開始に伴い、同特別会計への繰出金を計上。

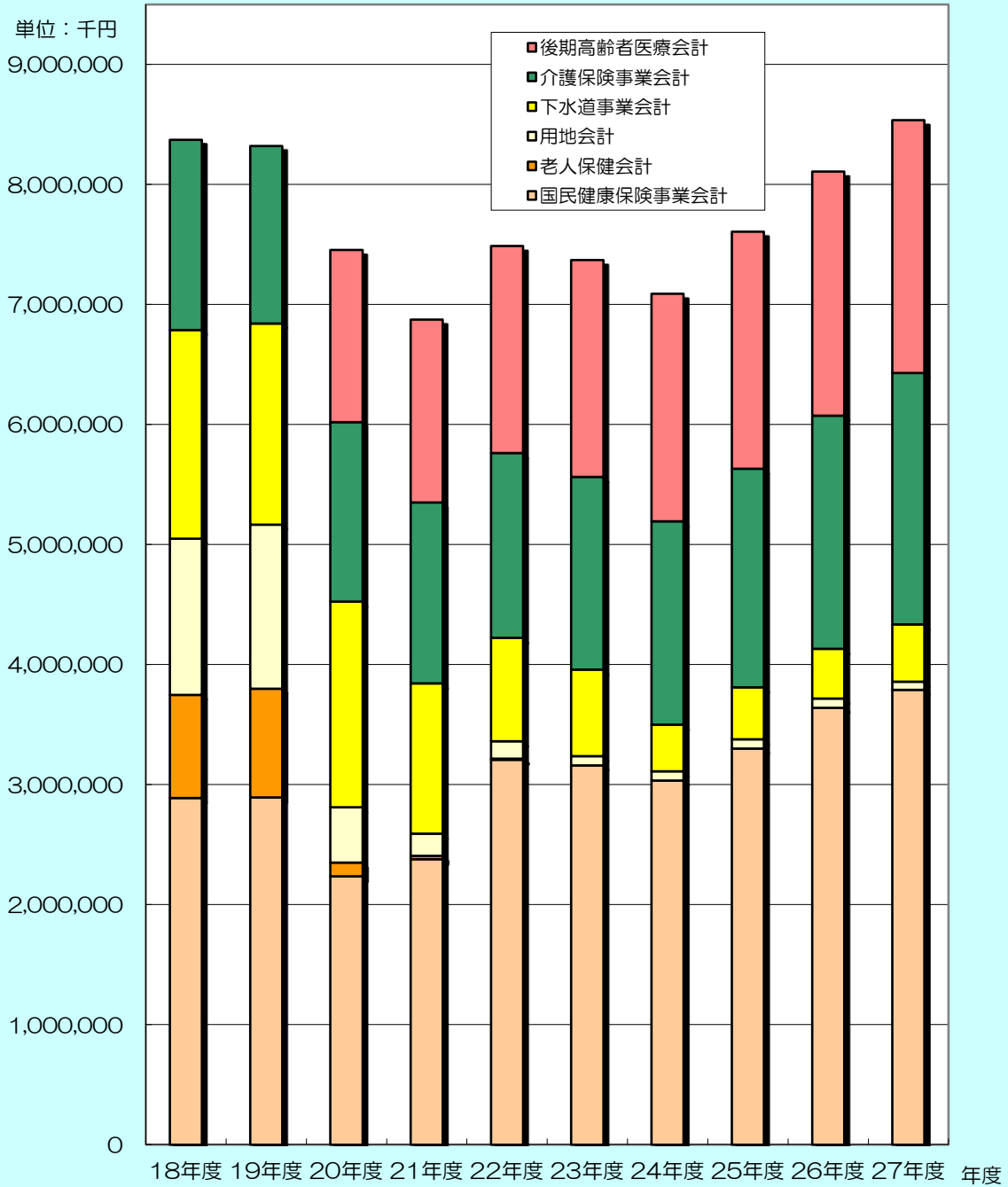
※平成23年度より老人保健医療制度の廃止に伴い、同特別会計への繰出金は未計上。

データ集⑦ 職員人件費の推移（過去10年間）

単位：千円  
13,000,000



データ集⑧ 特別会計繰出金の推移（過去10年間）





## 予算（決算）の主な用語の解説



調布市の予算（決算）の種類や収入・支出の内容などは、一般では使われない用語や表現などが数多くあります。

予算（決算）の主な用語解説を加えていますので、ご活用ください。

※別途、この後に代表的な財費用語の解説を、50音順で掲載しています。

当初予算	<p>前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。</p> <p>一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。</p> <p>〔関連語〕 補正予算, 暫定予算, 骨格予算</p>
補正予算	<p>当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。</p>
一般会計	<p>一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を経理する特別会計以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、5つの特別会計（国民健康保険・用地・下水道・介護保険・後期高齢者医療）があります。</p> <p>※ 平成22年度までは、老人保健事業特別会計を含む6つの特別会計がありました。</p> <p>〔関連語〕 特別会計, 企業会計, 普通会計</p>
特別会計	<p>特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。調布市では、5つの特別会計のほか、一般会計があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険事業特別会計</li> <li>2 用地特別会計</li> <li>3 下水道事業特別会計</li> <li>4 介護保険事業特別会計</li> <li>5 後期高齢者医療特別会計</li> </ol> <p>※ 老人保健特別会計は、法律の規定により平成22年度で廃止</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
歳入予算	<p>一定期間における収入の見積りを示すもので、性質に従って、款・項に区分されます。</p>

歳出予算	一定期間における支出の見積りを示すもので、目的に従って、款・項に区分されます。
継続費	事業を実施する際に何年もかかる場合に、その事業費の総額とそれぞれの年度に必要な経費を予算で定めたものです。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備や PFI 事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
繰越明許費	何らかの事由により、当該年度に支出が終わらない見込があるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り使用できるようにする予算をいいます。
一時借入金	地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金をいいます。一時借入金の限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。 〔関連語〕地方債
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」「目」「節」と続きます。 款と項二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用することはできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・民生費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。
流用	年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。 各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。 ただし、各項目間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。
<b>◆歳入（収入）</b>	
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税です。歳入総額のおよそ5～6割を占め、主要な収入源となっています。 税収入のうち用途が特定されていない普通税と、特定されている目的税があります。 【調布市の普通税】 1 市民税（個人・法人） 2 固定資産税 3 軽自動車税 4 市たばこ税 【調布市の目的税】 1 入湯税

地方譲与税	<p>法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。</p> <p>【調布市の地方譲与税】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車重量譲与税</li> <li>2 地方揮発油譲与税</li> <li>3 航空機燃料譲与税</li> </ol>
税連動交付金	<p>都が徴収した税の一部が交付されるものです。</p> <p>【調布市の税連動交付金】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利子割交付金</li> <li>2 配当割交付金</li> <li>3 株式等譲渡所得割交付金</li> <li>4 地方消費税交付金</li> <li>5 ゴルフ場利用税交付金</li> <li>6 自動車取得税交付金</li> </ol>
地方特例交付金	<p>特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成 18 年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金（自動車取得税交付金分）は平成 23 年度で廃止となりました。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交通反則金の一部が交付されるものです。</p>
分担金及び負担金	<p>市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものの対し、その受益を限度として徴収するもので、保育園に入園している場合の費用の一部を負担する保育料などがあります。</p>
使用料及び手数料	<p>使用料は公共建築物などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅家賃、各施設の使用料などがあります。手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料、一般廃棄物処理手数料などがあります。</p>
国庫支出金	<p>国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法により国が負担する義務のある国庫負担金（生活保護費負担金など）</li> <li>② 奨励的、財政援助的な国庫補助金（学校施設環境改善交付金など）</li> <li>③ 国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金（国勢調査委託金など）</li> </ol>
都支出金	<p>都が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で都が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により都負担金、都補助金、都委託金に分類されます。</p>
財産収入	<p>財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金の運用による収入である利子及び配当金があります。財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いに伴う収入です。</p>
寄附金	<p>市民などから受ける金銭による寄附です。用途を特定されない一般寄附金</p>

	と用途が指定される指定寄附金があります。
繰入金	市の他会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金や、基金の取崩しによる基金繰入金などがあります。
繰越金	市の決算剰余金（歳入決算から歳出決算を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したものを＝実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。
諸収入	他に区分することができない収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
地方債 （市債・起債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件に借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
<b>◆歳出（支出）</b>	
<b>目的別分類</b>	予算の款・項の区分を基準とし、市の経費を行政の目的（議会・民生・土木・教育など）によって分類するものです。
議会費	議会費は、市議会の活動、運営に要する経費のことをいいます。
総務費	総務費は、主に市役所や文化会館などの施設や職員の管理費・市税の徴収事務・住民台帳などの管理費・監査事務・選挙事務などに要する経費のことをいいます。
民生費	民生費は、主に生活保護・高齢者・障害者・保育園・児童館・学童クラブなど経費のほか、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療特別会計への繰出金などに要する経費のことをいいます。 主に社会保障関係経費が含まれていることから、少子高齢化の進行や経済状況の変動によって、著しい増加傾向にあります。 調布市の歳出予算の約5割が民生費となっています。
衛生費	衛生費は、主に市民の健康診断などの保健衛生、駅周辺の都市美化やゆう水保全などの環境対策、家庭や事業所から排出されるゴミ処理などに要する経費のことをいいます。
労働費	労働費は、高齢者・障害者の雇用推進、勤労者互助会などに要する経費のことをいいます。
農業費	農業費は、農業委員会の運営、農業振興などに要する経費のことをいいます。
商工費	商工費は、市内の商工業振興及び地域資源を活用した観光振興などの事業に要する経費です。
土木費	土木費は、主に道路・自転車駐車場・市営住宅・公遊園の整備や管理などのほか、京王線連続立体交差や市街地再開発事業などの中心市街地まちづくりなどの事業に要する経費のことをいいます。
消防費	消防費は、主に東京都に委託している消防事務費や地域防災対策などの事業に要する経費のことをいいます。
教育費	教育費は、小・中学校の学校教育、公民館・図書館などの生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費のことをいいます。

公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
予備費	予備費は、緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費のことをいいます。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。
<b>性質別分類</b>	予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質（人件費、物件費など）によって分類するものです。
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
扶助費	扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。
物件費	物件費は、公共建築物の光熱水費や管理業務委託料などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・補助費等などに分類されない消費的な経費をいい、施設管理やシステム開発などの委託料や会議室・土地の賃借料などが物件費に区分されます。
維持補修費	維持補修費は、市民が利用する公共建築物の機能を維持・保全するための補修工事などの支出のことをいいます。
補助費等	補助費等は、公益上必要である場合に支出する市民団体に対する補助金や東京都への消防事務費の委託金などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・物件費などに分類されない消費的な経費をいい、講演会の講師謝礼や市税の過誤納還付金なども補助費等に区分されます。
積立金	基金（年度間調整の財源や各種特定の目的のための預金）に積み立てるための費用です。
投資及び出資金・貸付金	国の機構への出資金や、緊急援護資金などのことをいいます。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険事業特別会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
普通建設事業費（投資的経費）	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物の新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といます。
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕 臨時的経費
臨時的経費	一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、普通建設事業費などのことをいいます。 〔関連語〕 経常的経費

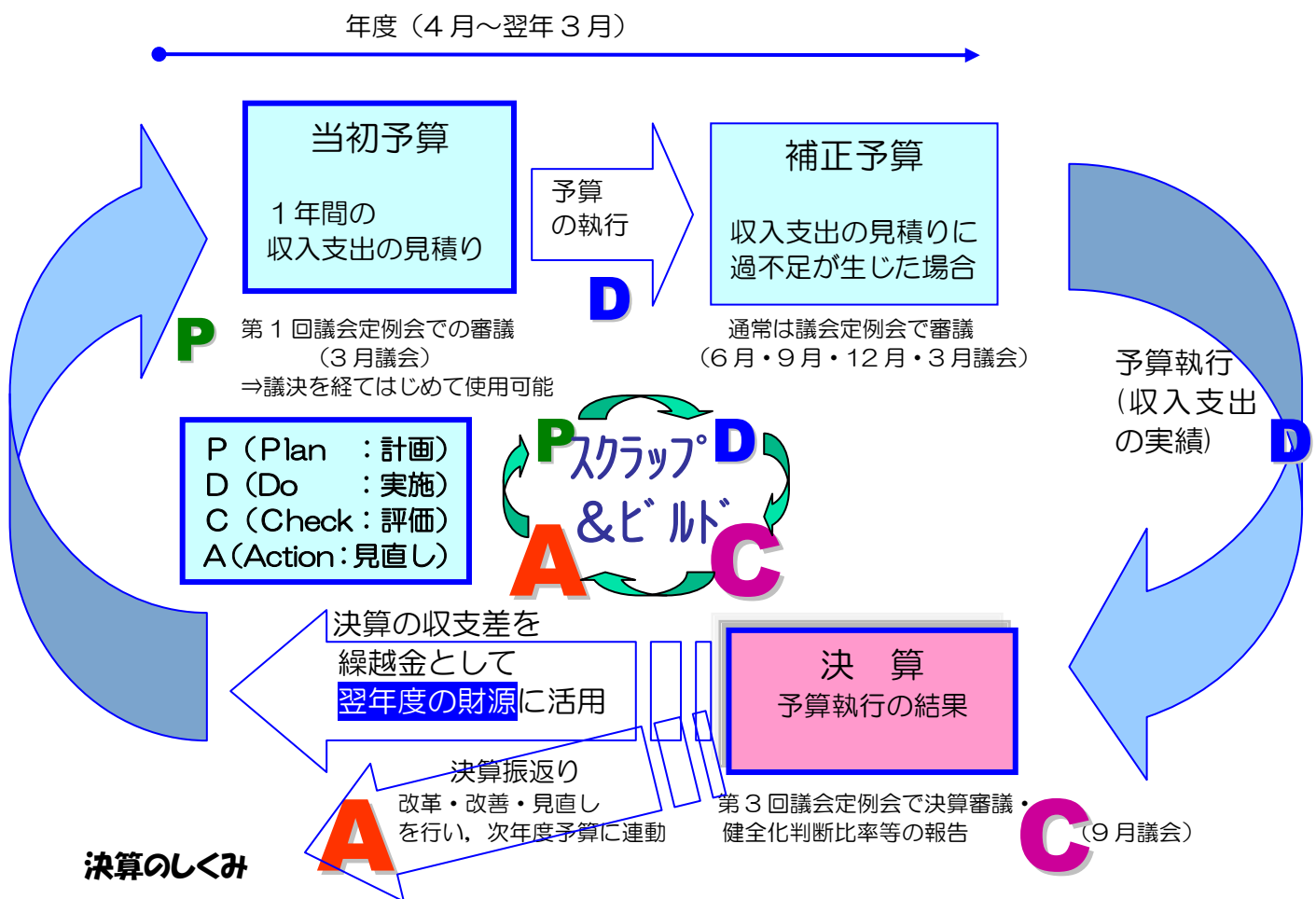
義務的経費	支出が義務付けられ、削減が極めて困難な経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
<b>◆その他参考</b>	
会計年度	会計年度は、収入・支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている期間のことをいいます。地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとされています。 ※ 翌年3月31日までに確定している債権債務の所定の手続きを終了した現金の収入・支出を5月31日まで経理する期間として、出納整理期間が設けられています。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。 ※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。
決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。（⇔繰越金）

# 「予算と決算のしくみ」

## ◎ 調布市の予算と決算のしくみは？ 予算のしくみ

地方公共団体の予算は、一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。この予算の内容としては、歳入歳出予算（収入支出の見積り）・継続費（複数年度にわたる大規模な施設等の事業費総額・年割額）・繰越明許費（年度をまたがる事業費）・債務負担行為（後年度の財政負担額等）・地方債（借入額の限度額等）・一時借入金（一時運用できる額）・歳出予算の流用（目的外の活用）に関する総括したものをいいます。

予算の編成権者である市長は、年度開始（年度は4月～翌年3月まで）の20日前までに当初予算を編成して、議会に提出しなければなりません。この当初予算の議案を議会で審議いただき、議決を経ることとなっています。この当初予算が予算編成時点での見通しによる予算であることから、年度の途中における経費や収入の増減が見込まれる場合があり、既定予算の金額の補正によって対応せざるを得ない場合に補正予算を編成します。



## 決算のしくみ

地方公共団体の決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度が終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。

決算の収入と支出の差額（収支差）による余剰額は、翌年度に活用可能な財源となります。

この繰越金については、活用計画を策定し、効果・効率的な予算執行に努めるほか、基金（貯金）への積立等につなげています。

## 代表的な財服用語の解説

財服用語には、一般では使われない用語や表現のほか、財政指標などが数多くあります。代表的な財服用語について、**50音順**で用語解説を加えていますので、ご活用ください。



(ア行)	
依存財源	<p>歳入のうち、国庫支出金や都支出金、地方債などのように国、都などの意思決定に基づいて収入される財源をいいます。〔関連語〕自主財源</p> <p>＊依存財源…… 地方譲与税，地方交付税，国庫支出金，都支出金，地方債</p> <p>＊自主財源…… 地方税，分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，寄附金，繰入金，繰越金，諸収入</p>
一時借入金	<p>地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金で、その限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。</p> <p>〔関連語〕地方債</p>
一般会計	<p>一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を經理する特別会計以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、5つの特別会計（国民健康保険・用地・下水道・介護保険・後期高齢者医療）があります。</p> <p>※ 平成22年度までは、老人保健特別会計（法律の規定によって平成22年度で廃止）を含む6つの特別会計がありました。</p> <p>〔関連語〕特別会計，企業会計，普通会計</p>
一般財源	<p>一般財源は、用途が特定されない収入のことをいい、どのような支出にも活用することができる収入です。市民の皆さんから納めていただく市税や国や東京都から納付される譲与税・交付金などのことをいいます。</p> <p>〔関連語〕特定財源</p>
縁故債	<p>地方債のうち、銀行や農協など、普段地方公共団体と取引関係にある金融機関から借入れる資金をいいます。</p> <p>〔関連語〕政府資金</p>
(カ行)	
会計年度	<p>地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。</p>
企業会計	<p>地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づく病院事業や下水道事業、水道事業など独立採算を基本とする企業的経営を行う事業の会計のことをいいます。</p>



基金	基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。
起債（地方債・市債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件に借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。 市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
起債制限比率	地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の元利償還金に充てられた一般財源のうち、地方交付税措置されるものを除いた額の、標準財政規模に対する割合をいいます。この比率が20%を超えた場合は、一部の地方債の発行が制限されます。 15%～20%未満の団体：要注意団体 20%～30%未満の団体：一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限 30%以上：一般事業債の制限
基準財政収入額	地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額が算入されます。
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいいます。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の三つをいいます。
繰上充用	会計年度の終了後、歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を不足が生じた年度に繰り上げて不足額に充てることをいいます。
繰越明許費	歳出予算のうち、予算成立後の事由によって、その年度中に支出の終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して使用することをいいます。繰越明許費は予算の内容として、議会の議決が必要です。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。 〔関連語〕 実質収支、実質単年度収支、単年度収支 ＊形式収支＝歳入決算額－歳出決算額
経常一般財源	毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のことをいいます。 ＊経常収支比率（％）＝経常経費に充当される経常一般財源 ÷ 経常一般財源の額
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件

	<p>費、物件費、維持補修費などがあります。</p> <p>〔関連語〕 臨時的経費</p>
継続費	<p>特定の事業において、2 か年以上にわたり支出すべき予算を定め、あらかじめ予算の内容として、その総額及び年割額について議決を経るもので、単年度予算の例外をなすものです。</p>
決算	<p>一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。</p> <p>※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。</p> <p>逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。</p>
決算剰余金	<p>決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。</p> <p>この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。（⇔繰越金）</p>
決算統計	<p>「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。</p> <p>この調査によって算出される経常収支比率や人件費比率などの指標によって、類似団体や都内団体との比較を加え、財政構造の見直し等につなげます。</p>
減債基金	<p>将来の地方債の償還及びその信用維持のために設置される基金をいいます。</p>
減収補てん債	<p>地方税の収入が、普通交付税における標準税収入額を下回った場合、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。</p>
減税補てん債	<p>住民税減税などによって市税収入が減収となることに対して、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。</p>
公共事業	<p>国や地方公共団体が行う工事や用地買収などのことをいいます。代表的なものとしては、道路や公園などの土木工事や、各種公共建築物（公営住宅や社会福祉施設）の整備などをいいます。</p>
公債費	<p>公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。</p>
公債費比率	<p>各年度の公債費の一般財源に占める割合をいいます。</p> <p>＊公債費比率（％）＝ 当該年度元利償還金－（元利償還金充当特定財源＋災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費） ÷ （標準財政規模－災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費）</p>
公債費負担比率	<p>公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性の高いことを示しています。一般的に、15％が警戒ライン、20％が危険ラインとされます。</p>
骨格予算	<p>予算は1年間の全ての歳入歳出を計上することが原則ですが、首長の選挙が予定され政策的な予算は選挙後に計上することとして、人件費などの義務的</p>

	な経費等最小限度の予算を計上することを、骨格予算といいます。
<b>(サ行)</b>	
歳出	会計年度におけるいっさいの支出をいいます。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害対応などの財源として活用します。
財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値をいい、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
歳入	会計年度におけるいっさいの収入をいいます。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備や PFI 事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
債務保証	総務大臣が指定する法人が、金融機関等から資金を借り入れる場合に、地方公共団体がその債務の弁済を保証することをいいます。これは、債務負担行為の一種として予算で定める必要があります。
暫定予算	予算は、会計年度開始前に成立する必要がありますが、何らかの理由で成立しない場合に、一定期間分の必要最小限の予算について定める予算のことをいいます。
事故繰越	歳出予算のうち、年度内に支出負担行為をしたもので、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらないものについて、翌年度に支出することをいいます。
市債（地方債・起債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件に借入れる資金（市の借金）のことをいいます。 市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、地方税、使用料、財産収入などがあります。〔関連語〕依存財源 ＊自主財源…… 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入 ＊依存財源…… 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債
市場公募地方債	地方公共団体が、起債市場において公募し、発行する地方債をいい、単に市場公募債ともいいます。
実質収支	決算において、歳入歳出差引額（形式収支）から、繰越事業に伴って繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。 ＊実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。平成 20 年度決算から本格施行となっている地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等のうち

	<p>実質赤字比率の算定が赤字要素であるのに対し、実質収支比率は黒字要素での把握となります。</p> <p>＊実質収支比率（％）＝実質収支額÷標準財政規模（臨時財政対策債の発行可能額含む）</p>
実質単年度収支	<p>単年度収支には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支といいます。</p> <p>＊実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額</p>
人件費	<p>人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。</p>
出納整理期間	<p>会計年度末までに、確定した債権債務について、未収未払いの整理を行うための期間で、会計年度終了の翌日（4月1日）から、5月31日までの2か月間をいいます。</p>
性質別分類	<p>地方公共団体の経費を、経済的性質で分類したものを性質別分類といいます。</p> <p>人件費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」の3つに分類されます。</p> <p>〔関連語〕目的別分類</p>
政府資金	<p>地方債のうち、政府機関から借り入れる資金のことをいいます。代表的な資金としては、財政融資資金があります。</p>
総計予算主義	<p>地方公共団体の予算の原則のひとつで、歳入歳出は混交または相殺することなく、収入のすべてを歳入予算に、支払のすべてを歳出予算に計上することをいいます。</p>
その他の経費	<p>性質別分類のなかで、「義務的経費（人件費、扶助費、公債費）」「投資的経費（普通建設事業費）」以外の経費のことをいいます。</p> <p>施設管理費などの物件費、施設の維持保全などの維持補修費、各種団体への補助金をはじめとする補助費等、特別会計への繰出しなどの繰出金のことをいいます。</p>
<b>（夕行）</b>	
単独事業	<p>地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けないものをいいます。</p> <p>〔関連語〕補助事業</p>
単年度収支	<p>実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。これは、実質収支中には前年度以前からの収支残が累積されているため、これを控除し、当該年度だけの収支を算出します。</p> <p>＊単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支</p>
地方交付税	<p>地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。</p>
地方債	<p>地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件に借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。世代間負担の公平化や将</p>

	来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
地方債計画	毎年度、総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別あるいは資金別の予定額を示した全体計画をいいます。
地方債現在高	地方公共団体が地方債を借入れた後、元金と利子を返済していきます。地方債の各年度末における未償還（未返済）元金を地方債現在高といいます。
地方財政	地方財政は、単一の国家財政とは異なり、都道府県、市町村など地方公共団体の財政を総称したもので、団体の規模、行政範囲、予算等は各団体によって大幅に異なります。
地方財政計画	内閣は、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額に関する書類を作成し、国会に提出します。これを地方財政計画といい、国は其中で地方交付税により地方財源の保障を行っています。
地方譲与税	国税として徴収した税を地方公共団体に譲与するもので、「自動車重量譲与税」、「地方揮発油譲与税」、「航空機燃料譲与税」などがあります。
地方税	租税のうち、国が課税権の主体となるものが国税で、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税といいます。また、地方税のうち、市町村が課税するものを市町村税といい、主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。
地方特例交付金	特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成18年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金（自動車取得税交付金分）は平成23年度で廃止となりました。
超過負担	経費の負担について、国と地方の間でルールが定められているものについて、その負担割合以上に地方が負担している場合をいいます。その原因としては、国において十分な措置がされていない場合と、地方が国の基準以上に経費をかけている場合があります。
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。
逓次繰越	継続費の毎年度の年割り額の執行残額を翌年度へ繰り越すことをいいます。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
当初予算	年度開始前の3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕補正予算、暫定予算、骨格予算
道路関連財源	道路関連の財源で、市町村（政令市）にあっては、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、自動車取得税交付金などがあります。
特定財源	財源のうち、用途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、都支出金、地方債などがあります。〔関連語〕一般財源
特別会計	特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。

特別交付税	<p>地方交付税の総額のうち、96%は普通交付税（平成27年度までは94%、平成28年度は95%）として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの4%は特別交付税（平成27年度までは6%、平成28年度は5%）として、災害などの特別な事情に対して配分されています。</p> <p>※ 国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額で、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の2種類に区分され、原則として総額の約96%を普通交付税・約4%を特別交付税の割合となっています。</p> <p>調布市では昭和58年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。</p> <p>〔関連語〕 普通交付税</p>
<b>(ナ行)</b>	
肉付予算	<p>骨格予算に対して、政策的な経費や新規事業を補正予算にて加えることをいいます。</p> <p>※ 骨格予算：選挙等の事由によって、人件費等義務的な経費などの最少限の経費を計上した予算</p>
<b>(ハ行)</b>	
バランスシート	<p>貸借対照表の呼称で、一定の時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一覧表にした報告書をいいます。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます。</p> <p>（市町村の場合）</p> <p>※ 標準財政規模 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 ÷ 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額</p>
標準税収入額	<p>普通税を標準税率で算定した収入見込額で、市町村分にあっては基準税額に75分の100を乗じて算出します。</p>
扶助費	<p>扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮定の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
普通建設事業費	<p>道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といます。</p>
普通交付税	<p>地方交付税の総額のうち、96%は普通交付税（平成27年度までは94%、</p>

	<p>平成 28 年度は 95%) として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの 4%は特別交付税(平成 27 年度までは 6%、平成 28 年度は 5%)として、災害などの特別な事情に対して配分されています。</p> <p>※ 国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額で、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の 2 種類に区分され、原則として総額の約 96%を普通交付税・約 4%を特別交付税の割合となっています。</p> <p>調布市では昭和 58 年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。</p> <p>〔関連語〕 特別交付税</p>
普通税	<p>税のうち一般的な財政需要を賄うための税目で、特定の目的のために課税される目的税と区分されます。市町村税のうち普通税の主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税などで、目的税の主なものとしては、事業所税、都市計画税などがあり、これらは、用途が定められています。</p>
補助金	<p>補助金には、国や都が予算などの定めにより特定の目的の実現のために、市町村へ現金を給付する場合と、市町村が公益上の必要により、財政的支援として市民等へ現金を給付する場合があります。</p>
補助事業	<p>地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けて行うものをいいます。</p> <p>〔関連語〕 単独事業</p>
補正予算	<p>当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年 4 回、定例会として開かれる市議会(6・9・12・3 月)のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。</p>
<b>(マ行)</b>	
目的税	<p>税のうち、特定の目的のために賦課するもので、市町村税では、事業所税、都市計画税などがあります。</p>
目的別分類	<p>地方公共団体の経費を、行政目的によって分類することで議会費、総務費、民生費、土木費などに分類しています。</p>
<b>(ヤ行)</b>	
予算	<p>一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。地方公共団体の予算は歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金などを定め、議会の議決により承認を得ます。</p> <p>逆に、決算は一定期間における収入と支出の執行実績のことをいいます。</p> <p><b>当初予算</b></p> <p>前年度開始 3 月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。</p> <p>一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕 補正予算、暫定予算、骨格予算</p> <p><b>補正予算</b></p> <p>当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年</p>

	4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。
予算繰越	予算繰越とは、予算の会計年度独立の例外として、経費を翌年度以降において執行することをいいます。種類としては、継続費の逓次繰越、繰越明許費、事故繰越の3つがあります。
<b>(う行)</b>	
ラスパイレス指数	地方公務員と国家公務員の平均給料月額を、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別・経験年数別に比較し、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示した指数のことをいいます。
臨時財政対策債	地方公共団体の財源不足に対する財政対策としての借入金（地方債）のことをいいます。 地方交付税制度においては、従来、国が全額負担していた地方交付税のうち地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債をいいます。 （平成13年度から制度創設）
臨時的経費	一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、建設事業費などのことをいいます。 〔関連語〕経常的経費



## 地方財政健全化法

「地方財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）」は、平成 19 年 3 月の閣議決定後、同年 6 月に制定しました。

この地方財政健全化法では、「地方公共団体は、毎年度、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標（健全化判断比率）を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表しなければならない。」と規定しています。この背景として、北海道夕張市における財政破綻など、地方財政の悪化を早期改善（健全化）につなげることを目的としています。これにより、「財政状況の悪化が一定の基準を超過した場合には健全化又は再生計画を定めなければならない。」との義務付けがなされました。

この公表の対象となる4指標（健全化判断比率）とは、普通会計の収支に関する「実質赤字比率」・公営事業会計も合わせた「連結実質赤字比率」・公営企業債なども含め一般財源規模に対する公債費の割合を示す「実質公債費比率」・公社、第3セクターなども加えた実質的負債に関する「将来負担比率」のことをいいます。これら4指標については、毎年度の決算審査において、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民への公表が義務付けられています。

総務省では、平成 20 年度（2008）年度に全ての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうちいずれかの指標が基準を超えて悪化した場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。これに加え、公認会計士などによる外部監査が義務付けられることとなります。さらに財政状況の悪化が進行した場合には、第2段階として、財政再生団体へ移行し、国の管理下での再生計画を策定することとなります。

今回の「健全化判断比率」は、フロー指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率）だけでなく、ストック指標（将来負担比率）についても取り入れており、これまでの普通会計（主には一般会計）での財政指標に連結ベースでの財務状況を加えている点が特徴点と言えます。

★調布市では、この地方財政健全化法の施行を踏まえ、経常収支比率等の従来の財政指標に加え、これまで以上に連結ベースでの財政構造の改善に取り組んでいきます。また、世代間負担の公平化と将来負担の在り方を検討しながら、債務残高の縮減とともに透明性の向上にも努めていきます。

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律関連

(力行)	
健全化判断 比率等	<p>健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度の決算後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業にかかる資金不足比率とともに、各指標の算定において基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会報告することが義務付けられました。</p> <p>なお、健全化判断比率は、議会への報告後、公表しなければならないとされています。</p> <p>※ 各資料の説明については別掲載</p>
(サ行)	
財政再生基 準	<p>従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、早期健全化の枠組（早期健全化基準）を設け、なお改善しない場合に再生の枠組（財政再生基準）に移行するという2段階の新たな手続きを構築するための基準です。</p> <p>各指標の財政再生基準は、実質赤字比率 20%・連結実質赤字比率 30%・実質公債費比率 35%各健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることが義務化されました。</p>
資金不足比 率	<p>公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。</p> <p>調布市では下水道事業特別会計が該当し、黒字決算の場合は、マイナスとなり、表示は「-」となります。</p>
実質赤字比 率	<p>地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では一般会計・用地特別会計・受託水道事業会計（一般会計等といいます。）の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p> <p>※ 黒字決算の場合は実質収支比率のマイナス表示</p>
実質公債費 比率	<p>実質公債費比率は、普通会計以外の公営企業会計や一部事務組合なども含めた義務的な公債費等が何にでも活用可能な財源（一般財源）に占める割合のことをいいます。公債費比率が普通会計単独であるのに対し、連結ベースでの公債費比率を算定することで、企業会計における連結決算の考え方の財政指標となります。⇔公債費比率</p> <p>※ この比率は3か年平均値で算出し、18%以上の場合は地方債の許可・25%以上は地方債制限団体となります。</p> <p>※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（4指標）となりました。また、都市計画税収を特定財源として扱うことになっ</p>

	ています。《再掲》
将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。</p> <p>一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額等の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。</p> <p>実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率がフロー指標で、当該年度における現金の流れを示したものであることに対し、将来負担比率は地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しを把握するために新たに導入されたストック指標となります。</p>
早期健全化基準	<p>従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、より早期に是正を図るための基準となるものです。</p> <p>各指標の早期健全化基準は、実質赤字比率 11.25%～15%・連結実質赤字比率 16.25%～20%・実質公債費比率 25%・将来負担比率 350%を基準とし、各健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることが義務化されました。</p>
<b>(夕行)</b>	
退職手当負担見込額	<p>新たに導入された将来負担比率の算出において、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額に加え、職員の退職給与引当金相当額についても負債の一部として将来負担額にカウントすることとなりました。</p> <p>連結ベースでの将来負担額を負債と資産のストック状況に義務的な将来負担額である退職手当負担見込額として算出し、負債額に加算します。</p>
<b>(う行)</b>	
連結赤字比率	<p>地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では実質赤字比率の対象となる一般会計等、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p>



登録番号 (刊行物番号)
2014-189

---

平成27年度市政経営の概要

---

発行日 平成27年2月発行

発行 調布市

編集 行政経営部(市役所5階)

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

政策企画課 TEL 042-481-7368

財政課 TEL 042-481-7304

行財政改革課 TEL 042-481-7362

印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。